

出店についての注意事項

1 出店許可の取得

清瀬市立公園で出店を希望する場合は、出店希望月の前月までに事業者登録をお願いいたします。

2 衛生管理の徹底

食品衛生法に基づき、衛生管理を徹底してください。

食中毒予防の為、保健所による改善指導を行う場合があります。

3 ごみの処理

出店中はごみ箱を設置し、出店後はごみの分別・処理を徹底し、

必ず出店者で持ち帰りください。販売終了後は、設置前と同じ状況へお戻しください。

(現状復帰)

4 騒音・匂い対策

出店中は周囲への配慮の為、BGM 等の使用はご遠慮ください。

5 保険加入のお願い

出店者自身の安全や顧客への責任を考慮し、適切な保険への加入をお願いします。

6 火気の取り扱い

調理に火気を使用する場合は、消火器の設置や、火災発生時の対応策を事前に確認し、安全な調理環境を整えましょう。

7 苦情対応

出店や出店品についての苦情が発生した場合は、各出店者にて迅速かつ誠実に対応願います。苦情内容を清瀬市へ共有してください。

8 賠償責任

出店中に発生した事故や苦情について、自己の責任で対応し、施設及び第三者に損害が発生した場合には賠償責任を負うこと。

9 キッチンカーの管理

キッチンカー等の搬入・搬出は各出店者が行ってください。

キッチンカー自体の破損・紛失等について、清瀬市は一切責任を負いません。

10 その他

出店中は「許可書」を常に見える場所へ掲示してください。

光熱水等については、貸出しておりません。電力、調理用の水、その他販売に関わるものは、出店者各自でご準備ください。

ディーゼル車を使用する場合は、規制適合車を利用してください。

市の公園占用基準、関連する法令や条例に反する行為、虚偽申請をした場合は出店の停止、市の事業者登録削除等の対応をさせていただきます。

出店に関しましては抽選で決定しています。

出店場所等につきまして清瀬市の指示に従ってください。

その他、関連する法律等を遵守願います。

以上の注意・遵守事項を理解し、責任のある運営を行うことで、安全で快適な環境を提供できるよう努めてください。